

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。  
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。  
 暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。  
 買受けや借受けの要望に関する詳細については、各物件を管轄する財務局・各財務事務所・出張所の担当課（統括）へ直接お問い合わせください。  
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

令和6年10月8日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望			借受要望				事務所等	担当	電話番号	備考	
				買受 要望	買受参考価格（※1）		貸付けの種類			借受可能 期間					借受要望 受付期間
					前回は入札時 の最低売却 価格（円）	前回は入札の 公示日	一時貸付け （※2）	3年を 超える 貸付け （※3）	事業用 定期借地権 の設定による 貸付け （※4）						
1	室蘭市 母恋南町3丁目50番18、 同番24、同番25、同番28	宅地 原野	3,186.67	○	2,680,000	H29.5.12	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第1グループ	011-709-2311 (4476、4474)	
2	室蘭市 山手町2丁目96番7、同番 61、99番7	宅地	4,340.47	○	非公表	H23.1.14	○	○	○	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第1グループ	011-709-2311 (4476、4474)	
3	夕張市 沼ノ沢43番4、同番5	宅地	1,218.67	○	1,180,000	R4.5.10	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
4	岩見沢市 北2条西9丁目25番1、同 番2、26番、27番1、同番 2、28番1、同番2	雑種地	894.21	○	2,280,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
5	岩見沢市 橋が丘2丁目303番	宅地	606.44	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
6	岩見沢市 日の出9丁目499番1、 同番2、500番、502番、 512番8	宅地	1,296.00	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
7	岩見沢市 美園2条6丁目16番1	宅地	207.08	○	—	—	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
8	岩見沢市 美園2条6丁目17番1、同 番2	宅地	452.89	○	—	—	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
9	岩見沢市 美園2条7丁目33番2	宅地	300.25	○	—	—	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
10	岩見沢市 元町1条東1丁目15番3	宅地	1,183.44	○	—	—	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
11	岩見沢市 元町2条西1丁目24番8	宅地	444.55	○	—	—	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
12	岩見沢市 元町3条東4丁目3番3、東 5丁目3番	宅地	339.74	○	—	—	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
13	苫小牧市 字榎前38番7	原野	871.53	○	—	—	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第1グループ	011-709-2311 (4476、4474)	
14	芦別市 上芦別町556番1、同番2	雑種地 宅地	3,361.10	○	—	—	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
15	滝川市 幸町2丁目86番86	宅地	164.34	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
16	滝川市 新町1丁目43番9、同番17	宅地	365.89	○	1,480,000	R4.11.1	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
17	滝川市 緑町2丁目28番10、同番 11	宅地	871.53	○	—	—	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
18	深川市 2条34番1	宅地	1,424.58	○	—	—	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
19	深川市 2条34番23	宅地	512.70	○	—	—	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
20	伊達市 末永町59番6	宅地	1,309.82	○	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第1グループ	011-709-2311 (4476、4474)	
21	空知郡奈井江町 字奈井江724番15	水道用地	5,058.55	○	5,050,000	H26.12.18	○	○	○	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
22	夕張郡栗山町 字継立159番1	宅地	439.20	○	1,580,000	R3.11.1	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
23	雨竜郡妹背牛町 字妹背牛482番47、3469 番2	宅地	8,133.19	○	4,990,000	R5.11.10	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
24	雨竜郡秩父別町 字秩父別1527番32	宅地	343.82	○	784,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望					事務所等	担当	電話番号	備考	
				買受 要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類			借受可能 期間					借受要望 受付期間
					前回入札時 の最低売却 価格(円)	前回入札の 公示日	一時貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期借地権 の設定による 貸付け (※4)						
25	雨竜郡北竜町 字和2番18	宅地	483.20	○	603,000	H30.11.2	○	○	○	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
26	雨竜郡沼田町 南1条7丁目504番30、同 番31	宅地	524.98	○	727,000	R4.5.10	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第3グループ	011-709-2311 (4475、4478)	
27	白老郡白老町 字石山350番	雑種地	6,395.93	○	18,700,000	H26.9.17	○	○	○	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第1グループ	011-709-2311 (4476、4474)	一時貸付け (R7.3.20まで)
28	白老郡白老町 字社会63番4	原野	289.14	○	421,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第1グループ	011-709-2311 (4476、4474)	
29	白老郡白老町 日の出町3丁目47番35	宅地	1,379.71	○	3,570,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第1グループ	011-709-2311 (4476、4474)	
30	白老郡白老町 日の出町3丁目47番36	宅地	2,642.06	○	3,510,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第1グループ	011-709-2311 (4476、4474)	
31	白老郡白老町 緑丘1丁目2番17	原野	255.22	○	1,430,000	R5.11.10	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第1グループ	011-709-2311 (4476、4474)	
32	白老郡白老町 緑丘1丁目2番18	原野	250.21	○	1,400,000	R5.11.10	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第1グループ	011-709-2311 (4476、4474)	
33	白老郡白老町 緑丘1丁目2番19	原野	365.23	○	1,980,000	R5.11.10	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第1グループ	011-709-2311 (4476、4474)	
34	白老郡白老町 字森野789番1	原野	19,760.37	○	—	—	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第1グループ	011-709-2311 (4476、4474)	
35	沙流郡日高町 字緑町1番4、9番14、同 番15、同番17、10番2、 240番	宅地	2,087.49	○	3,900,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第2グループ	011-709-2311 (4479、4465)	
36	沙流郡日高町 字緑町11番50、同番53、 20番4、21番2、22番114	宅地	2,540.56	○	4,930,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第2グループ	011-709-2311 (4479、4465)	
37	浦河郡浦河町 大通1丁目62番、63番	宅地 雑種地	258.03	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第2グループ	011-709-2311 (4479、4465)	
38	浦河郡浦河町 堺町西1丁目153番4	雑種地	218.46	○	489,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第2グループ	011-709-2311 (4479、4465)	
39	浦河郡浦河町 堺町西1丁目155番1	雑種地	641.71	○	1,260,000	R4.5.10	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第2グループ	011-709-2311 (4479、4465)	
40	浦河郡浦河町 堺町西1丁目155番2	雑種地	1,000.87	○	1,830,000	R4.5.10	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第2グループ	011-709-2311 (4479、4465)	
41	浦河郡浦河町 堺町西1丁目155番3	雑種地	574.69	○	1,110,000	R4.5.10	×	×	×	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官 第2グループ	011-709-2311 (4479、4465)	
42	日高郡新ひだか町 東静内34番5、331番10、 同番17	宅地	1,643.73	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第2グループ	011-709-2311 (4479、4465)	
43	日高郡新ひだか町 東静内330番2、331番7	宅地	1,672.98	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第2グループ	011-709-2311 (4479、4465)	
44	日高郡新ひだか町 東静内347番1	宅地	3,602.33	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第3統括 国有財産管理官 第2グループ	011-709-2311 (4479、4465)	

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。